

平成22年 2月25日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 萬 宮 健 策 殿

国立大学法人大阪大学
総務部長 後 藤 宏 平



平成22年2月15日付け質問事項に対する回答

第3期中期計画期間以降の退職手当については、教員の経歴や退職時期等によってその額に違いが生じることから、旧大阪外国語大学からの承継教員に関しても、一概に不利益変更になるというわけではありません。

また、国家公務員の退職手当制度の見直しの動きがある中で、第2期中期計画期間中においても退職手当規程の改正を行わざるを得ない場合があり、その場合、経過措置の対象である旧大阪外国語大学からの承継教員に係る退職手当も、当然のことながら見直しの対象となります。

以上、現行規程を前提として将来の退職手当額について試算を行うことに意味はない、というのが大学の基本的な考え方ですが、先日の団体交渉の場でも縷々申し上げたとおり、試算等に当たっての条件（比較する対象、対象者、昇給・昇格等の条件）について明確に提示いただきましたら、回答することはやぶさかではございませんので、その旨ご検討ください。

以 上